

中学校一般開放(校庭・テニスコート・体育館)の団体登録について

1 団体登録の要件

- (1)中野区在住または在勤の15歳以上の者並びに区内の中学校に在学する10人以上で構成されている団体
- (2)18歳以上の代表者を有すること。
- (3)営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと。
- (4)学校教育の課外スポーツクラブ活動団体でないこと。
- (5)会費を徴収している団体は、その会計の内容が明らかになっていること。

2 団体登録の方法

登録申請は、今までどおり区役所7階スポーツ活動係窓口で受付を行う他、電子申請も可能です(電子申請に関しては、中野区 HP／中学校開放／電子申請のページを参照してください)。※中野区役所は2024年(令和6年)5月に移転しました。来庁される場合はご注意ください(新区役所7階 所在地:中野区中野4-11-19)。

「団体登録申請書」に必要事項を記入の上、構成員全員の区内在住または区内在勤の証明書類を添付して申請してください。なお、中学生は証明書類の添付は不要です。また、申請は団体の代表者または連絡担当者が行ってください。

3 登録に必要な証明書類

- (1)申請者の証明書類は、原本をお持ちください。それ以外の方の証明書類はコピーでも結構です。ただし、在勤証明書は全員原本をお持ちください。また、在勤証明書は6か月以内に発行されたものに限ります。

区 分	証 明 書 類
区内在住	★本人確認 + 中野区在住であることを確認できる書類(現住所が記載されているもの) 例:運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証・住民票の写し・学生証・個人番号カード
区内在勤	★本人確認 + 中野区在勤であることを確認できる書類 【本人確認】 例:運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証・住民票の写し・学生証・個人番号カード ※在勤確認書類との照合のため、現住所が記載されている部分も確認します 【在勤確認】 例:在勤証明書・健康保険証 ○在勤証明書・・・交付日(6か月以内)、区内勤務先名と勤務先住所、代表者名、社印と代表者印の押印、利用登録者各人の氏名、住所、年齢が記載されているもの ○健康保険証・・・区内勤務先名と勤務先住所及び本人の現住所が記載されているもの ※個人番号カードに統合後の保険証(有効期間内の資格確認書)も可(令和7年12月1日まで)。 (提示の例) ・運転免許証 + 在勤証明書 ・健康保健証(区内勤務先名と勤務先住所が記載されていない場合) + 在勤証明書 ・住民票の写し + 在勤証明書 ・個人番号カード + 在勤証明書 ・健康保健証(区内勤務先名と勤務先住所が記載されている場合)/資格確認書

- (2)証明書類は有効期限内のものに限り。また、住民票の写しは6か月以内に交付されたものに限り。ます。

4 団体登録申請書記入の注意事項

- (1)電話番号は、携帯電話など、可能な限り昼間に連絡が取れるものをご記入ください。
 - (2)利用登録者名簿欄に、構成員全員の氏名・フリガナ・住所・年齢をご記入ください。
 - (3)登録者は同種目の複数の団体に重複して登録することはできません。重複して登録していることが判明した場合は、いずれかの団体に登録を行っていただきます。
 - (4)虚偽申請や意図的な二重登録など、不正行為が判明した場合は、登録を抹消する場合があります。
- ※急な利用中止等の際の連絡のために、中学校の教職員及び施設管理委託事業者へ団体の連絡担当者の氏名及び電話番号を提供します。あらかじめご了承ください。

5 登録証・IDの交付

登録完了後、希望団体には、各団体のIDとパスワードを記載した登録証(カード)を発行します。※新規登録以外は希望制に変更いたします(電子申請の団体には電子にてお伝えいたします)。

IDとパスワードは、施設予約システムへのログインで必要です。

※校庭・テニスコートを利用する場合は体育館と別に登録が必要です。

※有効期限は2026年3月31日です。

※抽選申込可能枠数は、登録人数に応じて以下のとおりです。なお、1か月の使用枠数の上限は、団体の人数に関係なく一律15枠となります。

※施設予約システムは令和8年3月利用分から新システムにリニューアルする予定です。利用方法等について別途説明いたします。

●登録人数:10～19名 5枠 ●登録人数:20～29名 10枠 ●登録人数:30名以上 15枠

6 利用申込

利用抽選は、施設予約システムから申し込んでください。申込み方法等は別紙「利用上の注意」をご覧ください。

7 中学校一般開放 団体利用施設一覧

施 設	校 庭	テニスコート	体 育 館		小 体 育 館		
利用種目	野球・サッカー・ソフトテニス等	硬式テニス ソフトテニス	バドミントン、バレーボール、 バスケットボール等 ※フットサル利用可能校(2校のみ)		卓球、柔道、剣道、トリム体操等 ※第二、中野中のみ量敷きあり(時期限定)		
曜 日 等	日曜・祝日	日曜・祝日	日曜・祝日	夜間	日曜・祝日	夜間	平日
時 間 (原則)	9:00～12:00 13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～12:00 13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～12:00 13:00～17:00	18:30～21:30	下記参照
第二中学校 本町 5-25-1	-	-	○	月～水、金～日、 祝日 ※フットサル可(大 体育館のみ)	○	月・水・金・土・日・ 祝日	火・木 15:30～18:30 土 12:30～15:30/ 15:30～18:30
第五中学校 上高田 5-7-1	-	-	-	火・水・木・金	-	-	-
第七中学校 江古田2-9-11	-	硬式・ソフトテニス	-	-	-	-	-
北中野中学校 上鷲宮 5-7-1	-	-	-	月・火・木 19:00～21:30 ※フットサル可	-	-	-
緑野中学校 丸山 1-1-19	野球・サッカー・ ソフトボール等	ソフトテニス	-	月・水・木・金	-	月・水・木・金	土 9:45～12:45 月・水 13:00～14:45
南中野中学校 南台 5-22-17	-	-	-	月～日、祝日 19:00～21:30	-	-	-
中野中学校 中野 1-57-12	-	-	-	月～日、祝日 19:00～21:30	-	月～日、祝日 19:00～21:30	-
中野東中学校 中央 1-41-4	ソフトテニス、 フットサル等 13:00～17:00	-	-	月～日、祝日	-	月～日、祝日	-

※明和中学校が体育館開放を予定しています。 ※学校利用や地域利用等がある場合は、開放を中止します。

8 利用料

校庭、テニスコートは無料です。体育館・小体育館使用料及び冷暖房費については、スポーツ活動をする場合、当分の間免除となります。

9 受付場所・時間および問い合わせ先

受付場所:中野区役所スポーツ振興課スポーツ活動係(区役所7階)

受付時間:午前8時30分から午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

問合せ先:電話 03(3228)5586